

地 域 指 定 年 度	昭 和 45 年 度
計 画 策 定 年 度	昭 和 47 年 度
計 画 見 直 し 年 度	昭 和 51 年 度
	昭 和 56 年 度
	昭 和 60 年 度
	平 成 4 年 度
	平 成 9 年 度
	平 成 14 年 度
	平 成 17 年 度
	平 成 24 年 度
	平 成 28 年 度
	令 和 6 年 度

大田原農業振興地域整備計画書

令和 7 年 2 月

栃木県大田原市

目 次

第1 農用地利用計画	- 1 -
1 土地利用区分の方向	- 1 -
(1) 土地利用の方向	- 1 -
ア 土地利用の構想	- 1 -
イ 農用地区域の設定方針	- 3 -
(2) 農業上の土地利用の方向	- 4 -
ア 農用地等利用の方針	- 4 -
イ 用途区分の構想	- 5 -
ウ 特別な用途区分の構想	- 7 -
2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項	- 8 -
(1) 基準年（令和5年）の農用地区域内の農地（耕地）面積	- 8 -
(2) 目標年（令和15年）までに減少が見込まれる農用地区域内の農地面積	- 8 -
(3) 目標年（令和15年）までに見込まれる農用地区域への編入及び除外抑制面積	- 8 -
(4) 目標年（令和15年）までに見込まれる荒廃農地の抑制及び再生面積	- 8 -
(5) 目標年（令和15年）において確保される農用地等の面積	- 8 -
3 農用地利用計画	- 8 -
第2 農業生産基盤の整備開発計画	- 9 -
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	- 9 -
ア 大田原地域	- 9 -
イ 湯津上地域	- 10 -
ウ 黒羽地域	- 10 -
2 農業生産基盤整備開発計画	- 11 -
3 森林の整備その他林業の振興との関連	- 11 -
4 他事業との関連	- 11 -
第3 農用地等の保全計画	- 12 -
1 農用地等の保全の方向	- 12 -
2 農用地等保全整備計画	- 12 -
3 農用地等の保全のための活動	- 13 -
4 森林の整備その他林業の振興との関連	- 13 -
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	- 14 -
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	- 14 -
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	- 14 -

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	- 17 -
ア 基本的誘導方向	- 17 -
イ 地域別誘導方向	- 17 -
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	- 18 -
(1) 集落営農組織育成対策	- 18 -
(2) 農用地の集約化対策	- 18 -
(3) 農用地の流動化対策	- 18 -
(4) 農作業受委託の促進対策	- 19 -
(5) 農業生産組織の育成対策	- 19 -
(6) 認定農業者等の育成対策	- 19 -
3 森林の整備その他林業の振興との関連	- 19 -
第5 農業近代化施設の整備	- 20 -
1 農業近代化施設の整備の方向	- 20 -
(1) 品目別整備計画	- 20 -
ア 米	- 20 -
イ 新規需要米	- 20 -
ウ 麦	- 20 -
エ 大豆	- 20 -
オ 野菜	- 21 -
カ 果樹	- 21 -
キ 花き	- 21 -
ク 畜産	- 21 -
(2) 地域別整備計画	- 21 -
ア 平場地域	- 21 -
イ 中山間地域	- 22 -
2 農業近代化施設整備計画	- 22 -
3 森林の整備その他林業の振興との関連	- 22 -
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	- 23 -
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	- 23 -
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	- 23 -
3 農業を担うべき者のための支援の活動	- 23 -
4 森林の整備その他林業の振興との関連	- 23 -
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	- 24 -
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	- 24 -
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	- 24 -
(1) 就業先となるべき事業に係る施設	- 24 -

(2) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策	- 25 -
(3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策	- 25 -
(4) 農工法等に基づく計画の達成を図るための対策	- 25 -
(5) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策	- 25 -
(6) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策	- 25 -
(7) 上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策	- 25 -
3 農業従事者就業促進施設	- 25 -
4 森林の整備その他林業の振興との関連	- 25 -
第8 生活環境施設の整備計画	- 26 -
1 生活環境施設の整備の目標	- 26 -
2 生活環境施設の整備計画	- 26 -
3 森林の整備その他林業の振興との関連	- 26 -
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	- 26 -
第9 付 図	- 27 -
1 土地利用計画図（付図1号）	- 27 -
2 土地基盤整備開発計画図（付図2号）	- 27 -
3 農業近代化施設整備計画図、農用地等保全整備計画図、生活環境施設整備計画図（付図3号）	- 27 -

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

本市は、栃木県の北東部、那須野ヶ原扇状地の中央から八溝山地にかけて位置し、西に日光連山、北に那須連山を仰ぎ、東に八溝山系を境とし、東は茨城県大子町及び福島県棚倉町、西は矢板市、南はさくら市、那珂川町、北は那須塩原市、那須町に隣接し、面積 354.36 km²の広大な大地を有している。地形は、東部の森林を背景に、北西部から南部にゆるやかな傾斜を保つ平坦地であり、豊かな沃野を形成している。

(イ) 自然的条件（地形、気候）

市土は、那須野ヶ原扇状地の中央から八溝山地にかかっている。中央に那珂川、それに注ぐ箒川や蛇尾川が流れ、北部から東部にかけて広がる森林を背景に北西部から南部に緩やかな傾斜を保つ平坦地であり、豊かな沃野を形成している。

気候は、内陸性気候であるため寒暖の差が比較的大きいが、四季の変化に富み、恵まれた自然環境にある。

(ウ) 土地利用の現況

土地利用の状況は、森林が約 4 割、農地が約 3 割と大部分を占めているが、近年の動向を見ると、毎年約 10ha を超える農地が宅地等へと転用されている。

近年、大田原地区市街地の南西部を中心とした広い範囲で、多くの共同住宅の建築や分譲住宅の開発が行われている。また、市街地及びその周辺の農地や平地林等の土地利用転換が進んでいる。

また、農林業をとりまく環境の変化等に伴い、管理の行き届かない森林や作付けされない農地が顕在化し、太陽光発電施設への転用も増加しており、自然災害の防止や景観の維持保全等に向けて、土地の適正な管理が大きな問題となりつつある。

(エ) 人口及び世帯数の状況

本市の人口は、2020 年に人口 72,087 人¹であったが、現状のまま推移すると、2050 年には 52,338 人程度まで減少すると推計される。²

また、年齢別にみると、これまで比較的緩やかに進行してきた少子高齢化が、今後、急速に進むことが予想される。

農業人口は、全体として減少するものの、経営構造の改革により専業農家の大規模化が進み、これに伴い兼業農家の減少が今以上に進展すると予想される。兼業農家の減少は若年化につながらず、また、若年層の絶対数が少ない状況下では、高齢化は進展するものと推計される。

¹ 令和 2 年国勢調査

² 令和 5 年 12 月：国立社会保障・人口問題研究所

(オ) 産業経済の動向

令和 2 年の国勢調査によると、就業人口は 35,822 人となっており、平成 27 年に比べると 989 人（約 2.7%）減少している。産業別では、第 1 次産業 708 人（約 16%）減、第 2 次産業 496 人（約 4%）減、第 3 次産業 214 人（約 1%）減となっている。第 1 次産業就業人口の減少は、特に顕著である。

今後、人口全体が減少する中で、就業人口及び産業別就業人口も減少して行くことが予想される。

農業に関しては、「大俵」の名にもあるように、水稻を中心に営まれているものの、農家の高齢化や後継者不足をはじめ農業をとりまく環境は厳しく、同様に林業についても停滞している。工業に関しては、造成した工業団地を中心に多くの企業が進出し、産業の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たしている。商業に関しては、各地区の中心部にある商店街とともに幹線道路沿道で大型店が集積し、近年では商品販売額が増加傾向にある。

(カ) 土地利用の構想

地理的・歴史的条件のもと、地域の特色をふまえ、自然環境と都市機能の調和を図り、秩序ある土地利用を進める。

土地利用の転換については、いったん土地利用を転換すると元に戻すことが困難であること、新たな土地利用が地域社会に及ぼす影響が大きいこと、さらには開発が自然の生態系を破壊することなどから、十分配慮して行う必要がある。また、自然と共生し、環境への負荷の少ない地域社会の形成が求められる。

農地及び農家住宅からなる農業用地については、首都圏への農産物の供給地としての土地利用を進める。山間部に伸びる農業用地は、その良好な景観を保全するとともに、農業の振興を図る。

(キ) 農業振興地域における土地利用基本方針

本市の農業は、県内でも有数の稲作を中心とした農業地域として発展してきており、農用地は市土の約 3 割を占めている。また、農用地は農業生産の場としてだけでなく、本市名称の由来である「大俵」を脈々と受け継ぐ、美しい田園景観を織り成す重要な要素であるとともに、市土の保全や生態系の保護、都市住民が自然とふれあえる場としても重要な役割を果たしている。

このため、今後も農家を中心となり農業生産を通して『使って守る』ことを基本としながらも、農用地の持つ多面的機能の活用を維持・促進するため、農地を選択・使用し、場所によっては保全を目的とし、粗放的管理に取り組むものとする。

土地利用にあたっては、長期展望に立って公共の福祉との調整を図りながら、自然環境の保全に努めるとともに、農業者等地域との話し合いを進め、地域の特色やそれぞれの土地の持つ特性を更に明確にし、合理的な土地利用に努めるものとする。そのため、他用途との土地利用の調整を図りながら、農業振興地域においては土地基盤整備等の推進により優良農地の確保を図るとともに、生産性の高い農業を実現するため生産団体の組織化を促進し、組織化にあたって必要な農業用施設用地についても秩序ある確保を図る。

農用地等の面積及び目標

単位：ha、%

区分 年次	農 用 地		農業用 施設用地		森林・原野		左のうち荒廃農地 (B分類)	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (R5)	11,315.2	48.5	65.8	0.3	6,522.8	27.9	6.4	0.0
目 標 (R15)	11,295.9	48.4	66.3	0.3	6,517.9	27.9	7.0	0.0
増 減	-19.3	-0.1	0.5		-4.9		0.6	

区分 年次	そ の 他		計	
	実数	比率	実数	比率
現 在 (R5)	5,433.2	23.3	23,336.9	100.0
目 標 (R15)	5,445.4	23.3	23,327.1	100.0
増 減	12.2		-9.8	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地 11,315.2ha のうち、a～c に該当する農用地約 9,563.7ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地 3,436.0ha
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域にある土地 6,022.6ha
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 105.1ha
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地。
 - ・集落内に介在等する農用地であるが、認定農業者の他、多様な担い手が営農活動を行う上で、苗の育成及び農作業の準備等のために必要である土地。
 - ・周辺の優良農地の保全や農業利水上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況

農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

土地改良実施区域以外の現況森林、原野等については、農用地区域を設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で、転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農用地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農業振興地域制度の適切な運用を図る必要がある。

長期的な農業の展望を見据えた農地管理を図るため、40ha以上の大規模農家、法人化及び後継者の育成や集落営農の組織化、首都圏近郊という地理的優位性を活かした園芸作物の普及や作物のブランド化、さらに高い生産性を誇る土地利用型農業を活かすため農業基盤の整備を計画的に推進し、米麦生産の主要地としての土地利用を促進し、農村地域の維持・活性化を図るうえで必要な農業用施設用地等の設置について周辺営農環境に十分に配慮し行う。

今後は高齢化や担い手不足、生産資材の高騰を受けて、荒廃農地の増加が見込まれることから、地域計画を中心に平野部では農地の集積・あっせんや都市住民を対象にした市民農園・体験農園の整備、スマート農業の推進、中山間地域では農地の多面的利用など、地域の特性に応じた適切な事前対策と管理によって荒廃農地の発生を防止し、各種団体などとの連携によりその解消も図る。

なお、宅地化ニーズの大きい大田原地区市街地を中心に用途区域内においては、今後も農用地等の他用途への転用が予想されるが、周辺の営農環境に十分に配慮した農用地等の管理を行うものとする。

農用地区域内の地目等ごとの面積及び目標

単位：ha

単位：ha

農地			採草放牧地			
現況(R5)	将来(R15)	増減	現況(R5)	将来(R15)	増減	
9,563.7 (9,545.7)	9,551.0 (9,533.0)	-12.7 (-12.7)	73.6	73.6	0.0	
農業用施設用地			計			森林・原野等
現況(R5)	将来(R15)	増減	現況(R5)	将来(R15)	増減	現況(R5)
64.8	65.3	0.5	9,702.1	9,689.9	-12.2	3.5

(注) () 内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

イ 用途区分の構想

本市は、自然的条件及び社会的条件等により、大田原地域の4地区（大田原地区、金田・親園地区、野崎地区、佐久山地区）、湯津上地域の3地区（東部地区、西南部地区、中央部地区）、黒羽地域の2地区（川西地区、黒羽・両郷・須賀川地区）に区分し、その区分ごとの概況及び将来用途の構想を定める。

(ア) 大田原地域

a 大田原地区

この地区は、平坦で水田比率も高いが、都市化の進展が著しく、農業生産基盤整備もあまり行われていないにもかかわらず、大規模農家が育成されつつあるため、地域計画による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、高能率機械の導入等による生産体制の確立を図るとともに、自然環境に配慮した農業の推進、市街地近接という立地条件を有効に利用するため園芸作物への転換、市民農園等の利用を進める。

b 金田・親園地区

この地区は、平坦で水田比率が非常に高く、他の地域に比べ経営規模が大きく、専業農家も多い。

地域計画との連携を図りつつ農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進するとともに、農業用排水施設の機能の安定的な発揮のための補修・更新を実施する等、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

スマート農業等を推進し、地域計画による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。

c 野崎地区

この地区は、用途地域と接しているところから都市化の影響が顕著な地区であるが、それとは区別された農用地が箒川沿いに団地化されており、水田比率も高く、農業生産基盤整備により区画の整理が済んでおり、土地利用が明確になっている。また、法人への集積も進んでいることから、さらなる集積、集約化を図る。

スマート農業の推進等による生産体制の確立を図るため、農地は水田としての利用を基本としつつ、地域計画による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。

また、用途地域と接している条件を生かし、園芸作物への転換、市民農園等の利用を進める。

d 佐久山地区

この地区は、箒川沿岸に開けた水田地帯と、山間に開いた水田地帯の他は畑地帯で、水田比率が低く、農家の経営規模も小さい。

地域計画による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。兼業農家も含めた集落営農の推進、果樹や園芸作物等への転換等を図る。農地法に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用を推進する。

(イ) 湯津上地域

a 東部地区

この地区は、那珂川の右岸に位置し、平坦で水田比率が高く、果樹の生産が盛んである。

地域計画による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。高能率機械の導入等を推進する。当地域は「なし街道」として知られ、日本なしの振興を図るため、既存果樹園との集約化や水田の畑地利用を進める。

b 西南部地区

この地区は、平坦で水田比率が高く、土地基盤整備率も高い。

高能率機械の導入等による生産体制の確立を図るため、農地は水田としての利用を基本としつつ、地域計画による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。

c 中央部地区

この地区は、丘陵地帯となっており、高い畑地率を活用した牧草地帯となっている。また、日本なしの生産も顕著である。

地域計画による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図りつつ、水田としての利用または牧草団地・普通畑団地の形成と高能率的畑作地帯を育成する。

(ウ) 黒羽地域

a 川西地区

この地区は、平坦で水田比率が高く、土地基盤整備率も高い。

地域計画による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。高能率機械の導入等による生産体制の確立を図るため、農地は水田としての利用を基本とする。一方、園芸作物や果樹等への転換を進め、既存果樹園等との集約化を進める。

b 黒羽・両郷・須賀川地区

この地区は、八溝中山間地域に位置している。大規模農家もあるが、大多数が兼業農家であり、30a 程度に区画された土地基盤整備済み水田地帯と小区画水田地帯に明確に分かれている。また、荒廃農地も増加傾向にある。ほかの地区と比較して、営農環境が著しく不利な地域であるため、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援を継続的に行う。

排水条件が悪い水田が多いため水稻単作の農業経営となり、経営を圧迫している。高付加価値米などによる農業経営の転換が求められているため、地域計画による認定農業者、集落営農組織、機械利用組合等への担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。農地法に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項

(1) 基準年（令和 5 年）の農用地区域内の農地（耕地）面積

農地（耕地）面積 9,545.7ha

(2) 目標年（令和 15 年）までに減少が見込まれる農用地区域内の農地面積

農用地等を農用地等以外の用途に供するための農用地区域からの除外や荒廃農地の発生について、過去 5 年間のすう勢が今後も引き続き継続した場合を見込むものとする。

農地（耕地）の減少面積 19.7ha

(3) 目標年（令和 15 年）までに見込まれる農用地区域への編入及び除外抑制面積

農振白地地域の農地のうち、10ha 以上の集団的に存在する農地の一部及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進によって農用地区域に編入する面積を見込むものとする。

また、令和 5 年 4 月の農振法及び農地法の改正により農振除外要件や農地転用基準が見直されたことによる除外抑制効果を見込むものとする。

農用地区域への編入及び除外抑制面積 1ha

(4) 目標年（令和 15 年）までに見込まれる荒廃農地の抑制及び再生面積

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの実施により、地域ぐるみによる農地保全に関する共同活動の推進によって、今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する。

また、現在もしくは今後発生する荒廃農地については、農業経営の安定化に向けた取組によって再生・有効利用を図ることとする。

荒廃農地発生の抑制及び再生面積 6ha

※ 抑制面積は今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する面積である。

※ 再生面積は現在発生している荒廃農地を再生する面積である。

(5) 目標年（令和 15 年）において確保される農用地等の面積

農地（耕地）面積 9,533.0ha

3 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

大田原市の農地 11,350ha³のうち、用途的には水田 10,120ha、畑 1,230ha となっており、総じて那珂川水系河川沿岸に位置する肥沃で平坦な生産性の高い農地である。また、各種補助事業の導入等により生産環境の改善が進められてきた。

農業生産基盤は令和 5 年 3 月末現在区画 30a 以上で 60.9%が整備済である。このため、農業の近代化、合理化に大きくかかわる農業生産基盤整備事業と農道整備事業の強力な推進を今後の責務ととらえ、農業をめぐる困難な局面を開いてゆく。農業生産基盤整備事業実施済みで 30a 区画の地域についてはさらなるコスト低減に向けて、再整備や畦畔除去等による区画拡大、スマート農業、新たな技術・工法等の導入を推進し、経営基盤の強靱化を進める。

また、県営圃場整備事業等が完了し相当年数が経過しており、農業生産条件の維持向上を図るため、農業水利施設のストックマネジメント⁴を行い既存施設の有効利用と長寿命化を図るとともに、必要な農業水利施設、農道等の改良を計画的に推進し、保全管理を行い良好な状態を維持していく。

農業生産基盤の整備は高コストではあるが、農業生産性の向上、生産コストの削減等それに見合う有効な手段である。環境との調和に配慮しつつ、整備コスト縮減、費用対効果分析等による事業評価を通じた事業の効率的な実施を旨とし、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する。特に、人口減少、超高齢化社会の到来に対応していくため農村の活性化が必要になってきており、農業生産基盤の整備と農村の活性化は両輪のごとくの働きを期待されている。このような期待に応えるため、農業生産基盤の整備とあわせて菜園付分譲住宅建設を進め、モデル地区を設置するなど新たな土地改良長期計画を策定する。

地域計画との連携を図り集約化を進め、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進するとともに、水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、スマート農業技術や地下水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を検討する。

また、中山間地域等は、農業従事者の高齢化とともに、過疎化や農地の荒廃が年々進行している中で、小規模自己完結営農から集落等を単位とした組織営農体制への転換が求められている。効率的営農を可能とする集落間道路・農道・用排水路整備等を推進し、農業生産基盤及び生活環境の充実に努める。

ア 大田原地域

(ア) 大田原地区

用途区域の外郭に位置し、都市化の傾向が強い地区であるが、大規模農家が育成されつつあり、今後は農地の高度利用などによる安定高収入な農業経営者を育成、輸送時間の短縮による生産コストの縮減や荷痛み防止による高品質な農産物生産を目指し、農業生産基盤や農道の整備を推進する。

(イ) 金田・親園地区

優良農地が多く比較的大規模な経営がなされ協業化も進む地区である。農業生産基盤整備事業の恩恵が多く受けられるため、積極的に事業を推進し、農地の集積、集約、高度利用、

³ R5 概要調書

⁴ スtockマネジメント：農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。

作業の効率化を図る。特に、事業の計画地については、大区画化や菜園付分譲住宅建設など実験的モデルとして実施し、その効果を計る。

また、輸送時間の短縮による生産コストの縮減や荷痛み防止による高品質な農産物の生産のため農道の整備を推進する。

(ウ) 野崎地区

工業団地及び住宅団地に接する都市化の影響が顕著な地区であるが、箒川沿岸に整備済の優良農地 409ha を有し、高能率機械化体系が確立しつつあり、輸送時間の短縮による生産コストの縮減や荷痛み防止による高品質な農産物の生産のため農道の整備を推進する。

(エ) 佐久山地区

箒川沿岸に開けた圃場整備による水田と、山間に位置する長狭的な湿田地帯からなる地区である。農業生産基盤整備は、農用地面積の約半分が終わっている。農業水利施設や農道等の維持管理の問題が表面化しつつあり、農業水利施設の保全更新が課題となってきた。農業水利施設のストックマネジメントを行い既存施設の有効利用と長寿命化を図る。

イ 湯津上地域

(ア) 東部地区

那珂川水系に接続する平坦な水田地帯で、転作田を利用した果樹の生産や畜産が盛んな地区である。高度利用化、集約化、作業の効率化、輸送時間の短縮による生産コストの縮減や荷痛み防止による高品質な農産物の生産のため農業生産基盤や農道の整備を推進する。

(イ) 西南部地区

平坦で優良な農地が多く、米麦の生産が盛んな地区である。高能率機械の導入等を推進し、高度利用化、集約化、作業の効率化、輸送時間の短縮による生産コストの縮減や荷痛み防止による高品質な農産物の生産のため農業生産基盤や農道の整備を推進する。一部の水田では、排水不良が発生するため、農業用排水施設の整備を合わせて推進する。

(ウ) 中央部地区

丘陵地帯で、草地を利用した畜産や果樹栽培が盛んな地区である。農地開発事業の受益地区であるが、事業開始から相当の年数が経過しており、農業水利施設や農道等の維持管理の問題が表面化しつつあり、農業水利施設の保全更新が課題となってきた。農業水利施設のストックマネジメントを行い既存施設の有効利用と長寿命化を図る。

ウ 黒羽地域

(ア) 川西地区

優良農地が多く、稲作中心の作目体系であるが果樹生産や畜産なども盛んな地区である。高度利用化、集約化、作業の効率化、輸送時間の短縮による生産コストの縮減や荷痛み防止による高品質な農産物の生産のため農業生産基盤・用排水路や農道の整備を推進する。

(イ) 黒羽・両郷・須賀川地区

中山間地域である当地区では、小規模経営体を単位とした営農体制による農業生産をしているが、集落単位もしくは複数集落単位の営農体制を確立するため、農業生産基盤・用排水路や農道の整備を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益範囲		
区画整理	圃場整備	荒井町島	55.85 ha	区 1	県営
区画整理	圃場整備	親園鴨内川	87.3 ha	区 2	県営
区画整理	圃場整備	蛭田	30 ha	区 3	県営
区画整理	圃場整備	練貫	98.5 ha	区 4	県営
区画整理	圃場整備	中田原	40 ha	区 5	県営
区画整理	圃場整備	下深田	31 ha	区 6	県営
区画整理	圃場整備	荻野目	200 ha	区 7	県営
区画整理	圃場整備	南金丸	40 ha	区 8	県営
区画整理	圃場整備	羽田東部	60 ha	区 9	県営
区画整理	圃場整備	大田原南	480 ha	区 10	県営
区画整理	圃場整備	今泉岡戸野内	200 ha	区 11	県営
区画整理	圃場整備	高野上ノ原	10 ha	区 12	県営
農用地造成	飼料畑整備	寒井	4 ha		畜産担い手育成総合整備事業
農道整備	農道整備 801m	上奥沢	9 ha	道 1	農地耕作条件改善事業
農道整備	農道整備 920m	金田北部 2	19 ha	道 2	農地耕作条件改善事業
農道整備	農道整備	二輪	11.7 ha	道 3	農地耕作条件改善事業
用排水路	用排水路整備 3,590m	蛭畑	230 ha	水 1	基盤整備促進事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林資源は水源かん養の重要な機能を保持しているため、森林の適正管理を促進し、農業生産に不可欠な用水の確保を図る。

4 他事業との関連

なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地・農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止し、若しくは農業用排水の汚濁又は農用地の土壌汚染を防止すること等により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土保全、地域住民のいのちや暮らしの安全の確保に資する。そのためには、地域計画を進めながら、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図り、優良農地の確保と有効利用を推進する。

農用地等の保全状況としては、荒廃農地が佐久山地区及び須賀川地区を中心に発生し始め、全地区に拡大の傾向を示し、市の課題となりつつある。黒羽地区、両郷地区及び須賀川地区の中山間地域等直接支払交付金をはじめとする日本型直接支払交付金は、防止策として一定の効果が表れている。

今後は、暗渠排水等による農地の条件整備、ため池の改修や排水路の整備などのハード整備により災害発生を未然に防止するだけでなく、広域的・総合的視点を重視したハード整備を行い、地域住民による農地保全に資する共同活動の意識の向上などソフト対策も進める。

荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、農地法に基づく農業委員会による利用意向調査、指導等の一連の手続きを活用して再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより発生防止と解消に努める。

化学肥料・化学農薬の使用量の削減や温室効果ガスの排出抑制により、環境負荷の低減と収益性の向上を両立し、持続可能な農業生産を実現するための取組を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益範囲		備考
		受益地区	受益面積	
地域密着型作物生産振興事業	そば種子購入補助 補助率 1/2 以内 そば作付振興補助 5 千円/10 a	中山間地域	未定	
多面的機能支払事業	耕作放棄の発生防止と多面的機能の確保	市内全域	5,766.6 ha	
中山間地域等直接支払事業	中山間地域等における農業生産活動の維持、耕作放棄の発生防止と多面的機能の確保	中山間地域 14 集落	171.1 ha	
耕作放棄地再生利用対策事業	荒廃農地の再生と関連施設整備	市内全域	未定	
有機農業推進事業	化学肥料及び化学農薬の不使用により、農業生産に由来する環境負荷を低減	市内全域	未定	

3 農用地等の保全のための活動

荒廃農地は、農地の確保とその最大限の有効利用を単に阻害するだけでなく、利用条件の悪化、病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大、廃棄物の不法投棄等の様々な問題の根源である。

荒廃農地の発生防止のため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、地域住民の農地に対する意識の向上を図りつつ、農用地の保全に資する。特に、農業生産条件が不利な中山間地域等において、一定の条件下で農業生産活動等を行う農業者等と協定を締結し、農用地の保全活動に対する支援を行う。

荒廃農地の解消には、農地の再生だけでなく、有効活用及び地域農業の持続的発展に資するための施設整備などを支援する。

限られた人的資源を最大限有効利用するため、農地として維持する場所と粗放的管理を行う保全区域に分ける。

環境と調和のとれた持続可能な農業生産の実現のため、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫した取組を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林資源は水源かん養や土砂の流出防備において重要な機能を保持しているため、森林の適正管理を促進し、農用地等の保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、その立地条件を生かして米麦を主体とする農業生産を展開してきたが、米の生産調整により、営農形態の再編が進み、経営の安定・発展を図るため、規模拡大による土地利用型農業の確立を目指す農家の他、園芸作物、畜産を営農の中心に位置づける農家や、飼料用米や稲発酵粗飼料(WC S)などの水田を活用した飼料作物を生産する農家が増加してきている。

今後は、特にこのような園芸作物等において、高収益性の作目、作型を担い手が中心に導入して、地域としてより一層の産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と園芸作物による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

これら規模拡大は、各地域の地域計画の活用や農地中間管理機構をフル稼働させ、担い手への農地集積・集約化を加速させる。認定農業者、新規就農者や企業等の新規参入者も含め、地域内外の幅広い関係者が参画した徹底的な話し合いによる地域計画の定期的な見直しを行う。これとあわせて、集落営農組織、オペレーターやコントラクターの農作業受託による作業面積の集積を図る。那須野農業協同組合と連携を密にして、農地貸借、農作業受委託を促進させ、意欲的な農業経営の規模拡大を推進する。この規模拡大によるスケールメリット、経営の効率化、スマート農業を初め新技術の導入等によりコスト削減を行い、経営基盤の強化を図る。また、農業振興事務所の指導の下に、環境に配慮した栽培方法、既存施設園芸の作型、品種や高収益化等の新規作目の導入・拡大を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターやコントラクターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である両郷、須賀川地区の一部地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。中山間地域は、その特性を活かした新たな価値を創出する。付加価値化を図るほか、観光農園、農家レストランや農泊等の多様な取り組みを融合した事業展開を図るなど地域資源を最大限活用し、農業を起点とした6次産業化を推進する。

農業生産の重要な担い手である女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展6次産業化の展開に重要な役割を担っている。女性同士のネットワークの強化、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請等の地道な取り組みを通じて男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進め、地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や農業で新たなチャレンジを行う女性の経営の発展を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも理解と協力を求めていくこととする。

主要な営農類型及び流動化の目標

営農類型	目標規模	作目構成	経営 体数	流動化 目標
水稻＋二条大麦＋大豆	16.0ha	水稻 10.0 ha 二条大麦 6.0 ha 大豆 6.0 ha	80	1,280.0ha
水稻＋うどん＋二条大麦 ＋大豆	10.0ha	水稻 6.0 ha うどん 3.0 ha 二条大麦 1.0 ha 大豆 1.0 ha	43	430.0ha
軟化うどん＋水稻	8.0ha	軟化うどん 3.0 ha 水稻 5.0 ha	29	232.0ha
ねぎ(露地)＋うどん＋水稻	6.0ha	ねぎ(露地) 1.0 ha うどん 1.2 ha 水稻 3.8 ha	51	306.0ha
ねぎ(施設＋露地)＋水稻	3.0ha	ねぎ (施設) 0.3 ha (露地) 0.8 ha 水稻 1.9 ha	53	159.0ha
にら＋水稻	3.0ha	にら 1.2 ha 水稻 1.8 ha	60	240.0ha
トマト(施設＋抑制)＋水稻	2.0ha	トマト (施設) 0.5 ha (抑制) 0.3 ha 水稻 1.2 ha	37	92.5ha
いちご＋水稻＋二条大麦	3.2ha	いちご 0.4 ha 水稻 2.0 ha 二条大麦 0.8 ha	53	212.0ha
なす＋うどん＋水稻	4.2ha	なす 0.4 ha うどん 1.2 ha 水稻 2.6 ha	53	265.0ha
梨＋水稻	3.5ha	梨 2.5 ha 水稻 1.0 ha	43	150.5ha

営農類型	目標規模	作目構成		経営 体数	流動化 目標
花き＋水稲	1.0ha	菊(施設)	0.5 ha	28	28.0ha
		水稲	0.5 ha		
肉用牛(肉専)＋水稲 ＋二条大麦	4.0ha	肥育牛	80 頭	51	204.0ha
		年間出荷頭数	50 頭		
		水稲	2.5 ha		
		二条大麦	1.5 ha		
繁殖和牛＋水稲 ＋二条大麦	7.0ha	繁殖牛	30 頭	30	210.0ha
		育成牛	8 頭		
		年間出荷子牛	24 頭		
		飼料作物	2.6 ha		
		水稲	4.4 ha		
		二条大麦	1.0 ha		
酪農＋水稲	6.5ha	成牛	30 頭	61	396.5ha
		育成牛	10 頭		
		飼料作物	3.5 ha		
		水稲	3.0 ha		
酪農	7.0ha	成牛	45 頭	45	315.0ha
		育成牛	18 頭		
		飼料作物	7.0 ha		
花木＋水稲	6.5ha	花木	2.0 ha	14	91.0ha
		飼料米	0.5 ha		
		水稲	4.0 ha		
ほうれん草＋水稲	3.0ha	ほうれん草	0.7 ha	7	17.5ha
		飼料米	0.5 ha		
		水稲	1.8 ha		
アスパラガス＋水稲	3.0ha	アスパラガス	1.0 ha	35	105.0ha
		飼料米	0.5 ha		
		水稲	1.5 ha		
水稲＋二条大麦＋大豆	35.0ha	水稲	15.5 ha	24	600.0ha
		二条大麦	9.5 ha		
		大豆	9.5 ha		
		作業受託 (水稲基幹 3 作業)	10.0 ha		

(注) 水稲には、新規需要米を含む。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 基本的誘導方向

農用地という限られた資源を有効的に活用するため、農用地の流動化、農作業の受委託や共同化、裏作の導入及び効率的に地力の維持増進を図る。農用地の流動化等を進めるにあたっては、引き受け手である農家、地域農業集団及び農業生産組織等の育成が基本となるため、条件整備を進める。

	農用地等の流動化	農作業の受委託	農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入	備考
現在 R5	6,641.0ha	850 戸	900 戸	99.00%	1,000.0ha	
R10	6,750.0ha	1,000 戸	1,000 戸	99.25%	1,200.0ha	
R15	6,900.0ha	1,150 戸	1,100 戸	99.50%	1,400.0ha	

イ 地域別誘導方向

ここでは、平場地域と中山間地域との2地域に分けて誘導方向を示す。

(ア) 平場地域

対象となる地域地区は、大田原地域（大田原地区、金田・親園地区及び野崎地区）、湯津上地域及び黒羽地域（川西地区）である。

この地域は、平坦であり、本市農業の根幹をなす地域である。経営規模の拡大や産地規模の拡大を推進し、農作業の受委託や共同化及び農用地の集積を図り、耕地利用率 100%を目指す。また、WC Sなどの転作作物等の導入により、裏作の作付けを拡大するとともに、自給飼料の生産・利用を拡大させる。

市内に点在する畜産農家と連携し、飼料収穫・運搬作業を請け負うコントラクターの新規設立、育成を通し耕地利用率の向上を図る。

(イ) 中山間地域

対象となる地域地区は、大田原地域（佐久山地区）及び黒羽地域（黒羽・両郷・須賀川地区）である。

この地域は、一部に生産基盤の整った農用地があるものの、小規模な農業経営が大多数を占めている。平場地域に比べ、農業の規模拡大志向が弱く、農用地の集積も遅れている。しかし、中山間地域の農業、農村は、農作物の生産地というだけでなく、水源かん養、洪水の防止といった多面的機能を持っている。このような機能の維持や、農家の負担軽減や中山間地域の持続可能性の維持に向け、農作業の共同化や農業施設の共同利用などを進め、集落を単位とした農業生産組織等の育成を図る。耕地利用率は、現状を維持する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 集落営農組織育成対策

古来より堅牢なシステムとして維持されている集落の自治機能の優れた面を最大限に生かし、地域計画の話し合いを通じて集落の担い手の顕在化と承認、農地の出し手となる兼業農家の利益保護等を図りながら権利調整を進め、集落内の合意形成を促進し、集落そのものを含む農用地の担い手への利用集積を一層促進する。

また、土地利用型農業の規模拡大と生産性の向上を図るため、意欲ある認定農業者を中心に兼業農家等を含めた地縁的集団として集落営農組織を広範に育成し、集団による農用地等の利用調整活動を通じて、認定農業者や中心となる経営体の育成と経営規模の拡大、認定農業者や中心となる経営体を中心とするオペレーターやコントラクターの育成を促進し、地域全体として規模が大きく生産性の高い農業の実現を図る。

(2) 農用地の集約化対策

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。

担い手の農地の耕作条件という観点からではなく、集落の土地利用構想としての有効性を発揮するために必要な取組みとして、転作作物の集約化・連担化を動機付けとして作付前の集落内の話し合いによる転作地集約化計画（主食用米→麦・大豆・飼料作物・新規需要米）を可能な地区から順次実現し、効率的で規模のメリットが生かせる農用地利用が図れるよう推進をする。

また、更なる農用地の集約化を図るためには、市内全域を対象とした農業生産基盤整備を早急に実現させる必要がある。このため、未実施地について関係者の理解を得るため、集落座談会の開催、アンケートの実施、個別訪問による営農相談、パンフレットの配布等、広報啓発活動を通じて積極的に推進していく。

(3) 農用地の流動化対策

効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や中心となる経営体に集積するよう、地域計画を中心に農地の貸借、売買及び利用権設定等事業を積極的に進める。認定農業者や中心となる経営体への農用地の利用集積面積目標を設定し、個別訪問による営農相談や機構集積協力金等の支援を最大限活用し、農用地の有効利用と農業経営の規模拡大を促進する。

(4) 農作業受委託の促進対策

現況把握に加え農家意向調査、座談会・説明会等により、農作業の受託希望農家及び農作業の委託希望農家を掌握し、これを掘り起こし、農作業受委託の円滑化を図る。促進対策の重点は次のとおりである。

(ア) 農業協同組合等による農作業受委託のあっ旋

(イ) 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

(ウ) 地域及び作業種類ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の推進

(エ) 農作業の受託に伴う労賃、機械施設の減価償却費等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(オ) 効率的な生産体制の確立を図るため、種子生産組織及び機械利用組合による機械の共同購入・共同利用

(5) 農業生産組織の育成対策

複雑化している農業生産組織の見直しと組織の一体化を図り、また、指導の一元化により食の「安全・安心」に対する意識の統一と技術の向上を推進する。

(6) 認定農業者等の育成対策

今後育成すべき農業者の中で、集落における土地利用型経営の担い手として農用地面積の拡大を内容とする農業経営改善計画を有し、この認定を受けようとする農業者（個人又は法人）を、地域計画への位置付けや集落内の話し合いに積極的に参加し、地域における中心となる経営体として育成していく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の適正管理及び集約化を促進することで、山林周辺の環境改善を図り、農業経営の規模拡大や農用地等利用の効率的かつ総合的な利用促進に関する将来的な障害を未然に防ぐことを目指す。

第5 農業近代化施設の整備

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、首都圏に位置する恵まれた立地と広大な農地を有する条件を最大限に活用し、地域区分に即応した生産計画に基づき主産地形成を図り、首都圏に対する生鮮食料品の供給基地、地域間競争、国際的な価格競争及び安全安心な食料供給に対応できる生産体制を確立するため、広域的総合的視点を持ち地域に適合した農業近代化施設を計画的に整備する。

自然災害による農作物、農業施設への被害は、年々その規模を大きくしている。農業は自然の一部であり、戦いの歴史でもある。様々な気象条件に対応し、かつ、費用対効果が見込まれる施設の設置と普及を図り、災害にも強い産地の形成に資する。

重点作物を将来とも安心して作付けできるようにするため、重点作物別に生産組織（部会）の育成強化と農業生産体制の確立を図り、那須野農協青果物総合集出荷場等の機能を最大限に活用し有利販売に努める。

（1）品目別整備計画

ア 米

基幹作物であり、収益性の高い作物として維持発展を図るためには、農用地の集団的な利用、稲作組織等担い手の確保及びスケールメリットを生かした大規模生産による効率的で採算性の高い米の生産体制の確立が必要であり、そのためには集落を範囲とした最適規模の共同乾燥調製施設や農業用機械等の整備を図る。

既存のサテライトシステムをさらに効率化し、バラ化の拡大、資材高騰に伴うコストの削減、農業生産工程管理（GAP）の徹底等による産地ブランドの確立、検査・梱組み調製の集約化、人件費や設備更新費の削減及びスマート農業の普及を継続して図る。

イ 新規需要米

経営所得安定対策等の実施により、稲作の転作作物としてその生産が大きく伸びている。新たな投資や技術の習得が少なく生産されるとともに、通常の稲作と同様の所得が得られることが大きな要因である。基本的には、米の整備計画と同じになるが、農用地の集団的な利用、稲作組織等担い手の確保及びスケールメリットを生かした大規模生産による効率的で採算性の高い米の生産体制の確立が必要であり、そのためには集落を範囲とした最適規模の共同乾燥調製施設や農業用機械等の整備を図る。

既存のサテライトシステムをさらに効率化し、バラ化の拡大、資材高騰に伴うコストの削減、検査・梱組み調製の集約化、人件費や設備更新費の削減及びスマート農業の普及を継続して図る。

ウ 麦

麦類は稲作転作作物として重要であり、優良品種を積極的に導入し、基本技術の徹底を図る。農地の集約化、機械利用組合を中心とした作業受委託により省力化を図る。連作障害の防止や生産効率を上げるためにブロックローテーションの推進を図る。共同乾燥調製施設の整備を図る。

エ 大豆

大豆については、麦－大豆輪作体系の確立を図るために、集団栽培を基本とした高性能生産

機械による大規模生産や優良品種の導入など栽培技術の高位平準化等が必要である。そのため、主産地ごとに機械の共同利用を促進するため、農業用機械等の整備を図る。

オ 野菜

品質の向上・生産物の高付加価値化を図るため、良質有機物の使用による土作り、雨よけ施設を計画的に導入する。更に、実需者ニーズに対応するため、予冷施設の有効利用、自主検査の徹底及び畜産副産物を活用した優良な堆肥の利用システムを確立し、集出荷施設や選果施設の整備を進める。

カ 果樹

なしの生産が中心であり、今後も湯津上地域東部地区を中心に高能率生産団地を育成し生産の安定を図るとともに、品質の向上を推進し美味しいくだもの作りを進める。一元出荷、共販体制及び選果場は整備済みのため、なし棚の拡大や選果場の増強を進める。

キ 花き

花き栽培は、キク・カーネーション等が中心であるが、これらの花きの生産増大を図っていくためには、集約化・施設栽培の普及を図っていくことが必要であり、鉄骨ハウスなどの生産施設等の整備を図る。

ク 畜産

安全な自給飼料の生産・確保のための各種生産施設の整備や省力化機械を導入し、生産コストを低減し、畜舎整備による規模拡大を進める。口蹄疫、豚熱及びその他の家畜伝染病を予防する。

また、最近特に環境問題が注目されているため、畜産由来の有機物資源をいかにして経営改善効果のあるものとして適正管理・資源化・再利用を図るかが、畜産経営にとって最も重要な課題であることから、糞尿処理施設の整備・充実に努める。加えて、家畜排せつ物のバイオマスエネルギーへの利活用に関する施設の設置を検討することも必要である。

(ア) 乳用牛

酪農においては飼養戸数の減少に伴う飼養頭数の減少が全国的にみられることから、一頭当たりの生乳生産を確実に増加させることが重要であるため、乳用牛は牛群検定の実施とあわせ検定情報を活用した牛群の改良と飼養管理の高度化を推進し、更に暑熱対策を施した飼養管理施設の整備や、搾乳ロボットや自動給餌機等を導入し、飼養管理時間の短縮及び労働の省力化を図る。

(イ) 肉用牛

肉用牛においては、肥育素牛の生産基盤の弱体化が課題となっているため、繁殖性の向上が重要となることから、能力の高い繁殖和牛の導入、受精卵移植等の技術を取り入れた増殖など改良の促進、遠隔分娩監視装置などのスマート農業技術の積極的な普及を図るとともに、高品質で安全な与一和牛等銘柄牛のブランドを確立し、低コスト生産・粗飼料自給率の向上のため、各種生産施設の導入・充実に努める。

(2) 地域別整備計画

ア 平場地域

既存のサテライトシステムをさらに効率化し、バラ化の拡大、コストの削減、農業生産工程管理（GAP）の徹底等による産地ブランドの確立、検査・糲摺り調製の集約化及び人件費や設備更新費の削減を継続して図る。

また、老朽化が進んでいる既存のカントリーエレベーターを集約し、大田原地域ほぼ全域分の収量を処理可能な大規模なカントリーエレベーターを整備することで、近年再び需要が高まっている主食用米の、乾燥・調整環境の整備を進める。

イ 中山間地域

農村において、地域全体のコミュニティを維持する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生活サービスの機能や農産物の加工・販売施設などの産業振興の機能を基幹集落へ集約し、交通網の整備や情報化などによるネットワークの形成を推進する。

また、外来生物をはじめとした野生鳥獣の増加による被害の深刻化に対応するため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進、捕獲従事者の育成・確保、新技術の普及や捕獲対策を推進する。関係機関と連携し、農作物被害のみならず生活環境に係る被害への対策や広域的対策を地域の実情に応じて推進する。

2 農業近代化施設整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

素材関係において、生産、流通体制の強化、小径木間伐材を活用した施設等の利用開発、特用林産物の生産拡大に伴う施設の近代化、合理化を推進する。同時に、農林業の確立、後継者の育成、農山村地域の生活環境の改善を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の新規就農者は、近年横ばい傾向にあり、本市農業の持続的な発展のためには、新規就農者及び経営継承者の継続的な確保が必要である。

新たに農業経営を営もうとする者の確保・育成を図るため、就農希望者に対し就農準備のための相談を行うとともに、円滑な就農のための農業技術・経営、資金、農地等に関する情報提供を充実する。また、那須地域新規就農支援協議会に参加し、関係機関と連携しながら新規就農者のニーズに応じた密な支援を行っていく。その他、中長期的な取組みとして、環境保全型農業の推進、地産地消を主としての家庭内の食育教育や、学校と連携し農業の魅力について理解促進を図るほか、半農半Xなど多様な担い手を確保し、地域の担い手として育成・確保する。

さらに、人口減少が進むなか、農村資源を活用した都市住民等の交流人口の拡大、将来的な移住・定住につながる関係人口の創出に向けた取組を推進するとともに、農村地域の将来を担う多様な人材の定着を促進し、地域の活性化を図る。多様な人材が参画することで、6次産業化などの新たな取組みに発展させていくことも期待する。

また、那須地域新規就農支援協議会を中心に、新規就農者が研修を通じ、地域への定着を促し、未来の担い手の確保を図り、地域の話合いにおいて、受け入れの土台を作る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

特になし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農者にとって、農業の技術・知識の習得は非常に重要な問題であり、特に現代の農業技術はスマート農業技術等を活用したものへと転換しつつある。農業技術については、従来、農業現役の親から子へ伝えられてきたものであるが、農業構造が家族単位から経営体単位へと変化してきており、また、新規就農者への対応を考慮すると、那須地域新規就農支援協議会及び県農業大学の果たす役割は大きくなってきているといえる。

市としては、農家子弟の就農を図るとともに、U I J ターン等の新規の農業者も積極的に就農できる環境を整備する。まず、地域の実態に即した多様な担い手の育成を図るため、農家グループによる農作業受託組織の育成、充実を図るとともに、組織的体系の支援システムの安定性を確保する。

また、経営の効率化を図るため協業化や法人化等を図り、集積した農地をオペレーターに配分する等により、オペレーター等が個別経営体に発展できるよう効率的かつ安定的な経営体の育成母体として育成する。そのため、就農支援資金等の情報提供など積極的に行っていくものとする。

新たな担い手は、地域計画を核として育てていくとともに、半農半X、農村への滞在機会を提供する事業(農泊)及び障がい者等の農業活動(農福連携)の環境整備も併せて推進していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

新規林業就業者の確保・育成については、栃木県林業人材確保・育成方針(令和3年1月策定)に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努め、農業と林業との相互補完的就業を促す。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業は、自然的、社会的条件に恵まれ、耕種部門を中心とした農業が営まれている。工業においては、工業団地への積極的な企業誘致により大企業が進出し、新たな雇用を産出している。商業においては、主要路線への大型店舗等の進出により、近隣市町を商圈とした新たな商店群が形成された。

しかしながら、このような経済の発展により、農村社会に変化をもたらし、若年層の農業離れによる農業者の高齢化現象の要因となっている。このため、農業生産基盤及び近代化施設等の整備とあわせて、認定農業者等への土地の集積を図る等、農業生産条件の整備を推進することによって若年層の農業就業を促進するなどして、新規就業者への条件整備を進める必要がある。

一方、第2種兼業農家等については、既存の企業への就業を図るとともに、既存工業団地への企業誘致により安定就業の確保を図る。

また、農業者の創意と工夫により、地域における他産業従事者と遜色ない年間所得及び年間労働時間を実現できるよう農業構造の確立を図る。

(単位：経営体)

区分	個人経営体	団体経営体
主業	779	54
準主業	495	
副業的	1,714	
計	2,988	54

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 就業先となるべき事業に係る施設

農業就業人口の減少傾向は、今後も続くことが見込まれ、また、効率的で安定的な経営体が農業の相当割合を担う状況が実現するにつれて農業者数そのものの減少傾向も続くものと考えられるところから、専業農家が必要としている雇用労働力の確保に努めなければならない。特に、経営体への新規学卒就農者の受入体制として、就業規則や各種保険制度への加入等による勤務条件の確保については、担い手育成支援活動はもちろん経営指導マネージャーの育成及び積極的活動を図るほか、労働力に関する情報提供活動を可能とするシステムの整備を図る必要がある。加えて、高齢者の社会参画の可能性を引き出し、経営体における補助的な労働力としても活用が図れるよう体制の確保に努める。

また、主要な集落に整備される稲作サービス事業体の組織形態、従事者として見込まれる新規学卒者や新規参入者の勤務条件等も他産業における民間会社のそれとできる限り同水準の雇用制度として整備を図らなければならない。この場合、労働時間の平準化に配慮し、稲作繁忙期以外の仕事の確保及び経営体の収益性確保の観点から、生産調整水田等への大規模露地野菜の作付けや加工・業務用園芸作物への取組みなど他部門との組み合わせについても十分配慮されるよう

推進を図ることが必要である。

(2) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業従事者の円滑な職業転換の促進を含めた農業従事者等の就業意向を把握するため、農家意向調査等をもとに、離農及び縮小希望農家を把握し、意欲ある農業者への農地の流動化を啓発するとともに、離農、兼業者の就業活動を積極的に支援する。

このため、産業構造が企業の動向に左右されやすいこともあり、観光資源の活用などを含め、新たな産業（用地）の確保等に努め、雇用機会の増大を図る。

(3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

意向調査等で把握した離農者や兼業者に対し、市、商工会議所及び公共職業安定所等が連携をとりながら、求人情報の提供を行うとともに、地元企業に対し雇用 PR 活動を行い、就業希望者の意向に沿った就業機会の確保に努める。

(4) 農村産業法等に基づく計画の達成を図るための対策

不安定就業の解消と市外流出の防止のため、既存導入工場の拡大等、積極的に企業誘致を推進する。

(5) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

農用地との調整については、農業委員会や地元農家組合と進出企業の間で農用地および農業用排水路について調整を行う。

労働力の需給の調整については、農業従事者の円滑な職業転換の促進や労働市場の動向、導入企業の労働関係、職業内容等に関する雇用情報の提供、職業指導、既存企業との雇用の調査については職業安定所との連携を密にし、円滑な促進に努める。

(6) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

農作物の生産という1次産業にとどまらず、加工（2次産業）や販売、農家レストランの経営（3次産業）等を総合的に行う農業の6次産業化の取り組み、大田原ツーリズムを核としての農泊等のグリーンツーリズムを推進し、都市住民との交流機会創出を拡大する。

また、近隣の食品加工業者等との連携により地域農産物の消費を促し、雇用の創出等を図る。

(7) 上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策

これら安定的な就業の促進を図るため、市、農業委員会、農業公社、農協など関係機関団体が一体となった取組を行い、農工商の調和のある発展を図る。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農林基盤の整備と作業合理化による時間の創出を図りながら、農業と林業との相互補完的就業を促す。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域における土地、水は農業生産に最も適するような形態で利用されてきており、また、農道や農業用排水は農業生産上の機能の他、生活道路、生活雑用水、防火用水に使われるなど多面的機能を併せ持っている。

しかしながら、近年の農業農村を取り巻く環境は、高齢化、兼業化、混住化などにより農地や水路の管理水準の低下等をきたし、環境への負荷が増大する一方、多面的機能を十分発揮することができなくなっている。また一部地域では、異常気象や上流域の開発に伴い、雨水の宅地内流入による被害が見られ、生活安全確保が脅かされている。

このような傾向に対処し、良好な自然環境を保持している農村の活力増進を図るため、地域住民の積極的参加を得ながら、集会施設、農村森林公園及び雨水排水路の整備確保等の生活環境の整備を進める。また、多様化した農村の生活環境を快適性・文化性・保健衛生等各機能面から改善を図るとともに、自然・文化・歴史資源を最大限に生かした農村地域の形成に努める。

2 生活環境施設の整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の有する保健保全機能を生かした緑とやすらぎのある農村生活環境の整備を図り、山林の持つ多面的機能を維持する。

また、地域の主体性を持った景観形成づくりを支援していく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第9 付 図

別添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 土地基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農業近代化施設整備計画図、農用地等保全整備計画図、生活環境施設整備計画図（付図 3 号）